

(表 面)

<p>五 指定訪問看護事業者又は当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者が、前条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定訪問看護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)</p>	<p>健康保険検査証 (法第九十四条関係)</p>
<p>六～十 (省略)</p>	<p>写真</p>
	<p>官職又は職名</p>
	<p>氏 名</p>
	<p>(年 月 日生)</p>

(裏 面)

<p>第 号 令和 年 月 日交付</p> <p>厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長 印</p>	<p>健康保険法(抄)</p> <p>(指定訪問看護事業者等の報告等)</p> <p>第九十四条 厚生労働大臣は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であった者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者であった者(以下この項において「指定訪問看護事業者であった者等」という。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者(指定訪問看護事業者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。 (指定訪問看護事業者の指定の取消し)</p> <p>第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定訪問看護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取り消すことができる。</p> <p>一～三 (省略)</p> <p>四 指定訪問看護事業者が、前条第一項(第百十一条第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>
--	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。